

薬剤師・薬剤部門の紹介

■ 薬剤師

薬剤師は薬の専門家です。

薬が有効・安全に使用されるために働いています。

薬学の専門知識を基に、医薬品の調剤や患者さんへの服薬指導、薬物治療の管理などを行っています。

（大学の6年制薬学課程を修了し、薬剤師国家試験に合格して、薬剤師免許を取得しています。
病院、薬局に加え、ドラッグストア、製薬会社、行政機関などでも仕事をしています。）



■ 当院の薬剤部門

薬剤師、薬剤助手、院外処方箋事務が構成員です。

院内の多職種、地域の薬局等と連携・協力しながら、質の高い薬剤業務を実践し、有効かつ安全な薬物療法の提供を支えています。



病院薬剤師の仕事

■ 薬物治療における医師と薬剤師の役割

医師：診断、治療計画、薬の処方、モニタリング
薬剤師：処方監査、調剤、服薬指導、モニタリング



■ 病院薬剤師の仕事

- ・ 処方監査、調剤、注射薬調剤
- ・ 病棟薬剤師業務、服薬指導
- ・ がん化学療法
- ・ 周術期の薬剤管理
- ・ 薬物治療モニタリング（TDM）
- ・ 医薬品の供給管理
- ・ 医薬品情報管理
- ・ 医薬品安全管理
- ・ 院内製剤
- ・ 治験薬・臨床研究薬の管理
- ・ 感染対策、褥瘡対策、緩和ケアなど専門チームの一員としての活動
- ・ 地域医療機関・保険薬局との連携
- ・ 薬学生の実習指導



薬歴管理のススメ①

■ 薬歴（薬剤服用歴）

患者さんの服薬状況や健康状態を記録したもの
薬剤師が患者さんに服薬指導した際に作成する記録（薬剤師のカルテ）
あるいは、**患者さんご自身が処方を受けた際にお薬手帳などに記録**したもの

■ 薬歴を活用する病院薬剤師の仕事

- ✓ 処方監査
（適切な用法用量か？患者さんの状態に合わせた処方内容か？
重複、相互作用、副作用は？不必要に投与されている薬剤はないか？）
- ✓ 入院時持参薬の確認と投与計画の立案
- ✓ 周術期の薬剤管理
（中止や切替えが必要な薬剤の有無を確認、再開の確認）
- ✓ 地域医療機関・保険薬局との連携



患者さんの薬物療法の有効性・安全性を確保するために薬歴を活用しています。

薬歴管理のススメ ②-1

■ お薬手帳の利用

【お薬手帳とは】

- 患者の服用歴を記載し、経時的に管理するもの。
- 患者自らの健康管理に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、相互作用防止や副作用回避に資する。



次の①から④までに掲げる事項を記録（薬機法施行規則第15条の13第1項第3号）

- ①患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
- ②患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
- ③患者の主な既往歴等疾患に関する記録
- ④患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

薬歴管理のススメ ②-2

■ お薬手帳の利用

わたしの情報	
氏名	男・女
生年月日	
連絡先 住所	
電話番号	
血液型 (A・AB・B・O 型)	
かかりつけの医療機関や薬局	
副作用歴・アレルギー歴 (有・無)	
お薬の名前や症状など	
メモ (医師・歯科医師・薬剤師に聞きたいことなど)	

●年●月●日
Aクリニック Dr ●●

1. ○○○○○○
●●●●●●●●●●

2. ○○○○○○○○
●●●●●●●●●●

3. ○○○○
●●●●●●●●●●

●●薬局

○錠
○日分
○錠
○日分
○錠
○日分

●年●月●日
B 病院 Dr ●●

1. ○○○○○○
●●●●●●●●●●

2. ○○○○○○○○
●●●●●●●●●●

3. ○○○○
●●●●●●●●●●

●●薬局

○錠
○日分
○錠
○日分
○錠
○日分

経時的に
一元管理

複数の医療機関から処方を受けている場合、処方情報を経時的・一元的に記録・共有することで、重複処方や相互作用による有害事象を予防できます

*薬局の一元化 (かかりつけ薬局) も推奨されています

薬剤によるアレルギー歴や副作用歴の情報は副作用の未然防止に役立ちます

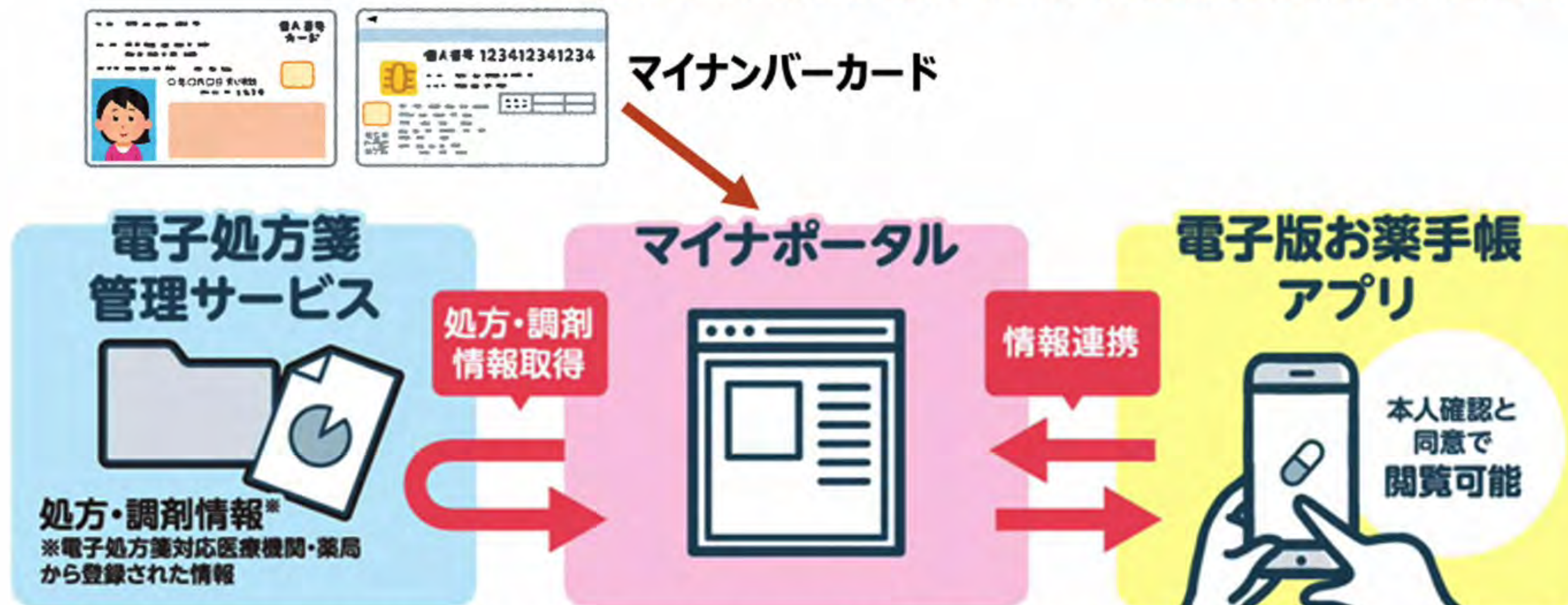
服薬後の体調変化や気づいたことなどの情報は副作用の早期発見に役立ちます

災害時にも役立ちます

薬歴管理のススメ ③-1

■ マイナポータルへ登録される薬剤情報・処方情報・調剤情報

注) 2025年4月現在、当院は電子処方箋管理サービスに未対応です
2025年3月末現在の推計で、対応済み医療機関は1割弱、対応済み薬局は8割弱



参照:「電子版お薬手帳ガイドラインについて」(令和5年3月31日付け薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)

厚生労働省ホームページ「電子版お薬手帳 マイナポータルと連携した機能」より引用
<https://www.mhlw.go.jp/content/001389729.pdf>

薬歴管理のススメ ③-2

■ マイナポータルへ登録される薬剤情報・処方情報・調剤情報

注) 2025年4月現在、当院は電子処方箋管理サービスに未対応です
2025年3月末現在の推計で、対応済み医療機関は1割弱、対応済み薬局は8割弱

○薬剤情報

- ・診療・調剤報酬明細書の情報を基にしている
- ・患者が**実際に受け取ったお薬の情報**（情報を取得できるまでに時間がかかる）

○処方情報

- ・電子処方箋管理サービスに登録された情報を基にしている（対応済み医療機関を利用した場合に限り取得が可能）
- ・医師が患者に対して交付する**処方箋の情報**（処方直後から情報を取得できる）

○調剤情報

- ・電子処方箋管理サービスに登録された情報を基にしている（対応済み保険薬局を利用した場合に限り取得が可能）
- ・患者が**実際に受け取ったお薬の情報**（調剤直後から情報を取得できる）

マイナポータルのホームページ「よくあるご質問」より改変引用

https://faq.myna.go.jp/faq/show/6598?category_id=18&site_domain=default

マイナ保険証利用時の医療情報等の提供同意画面で過去のお薬情報の提供に同意していただくと、医師・薬剤師も患者さんのお薬情報(薬歴)を確認できるようになります